

# 「団体総合生活補償保険」のご案内

## ゆうゆう

Aタイプ

### 特長

#### ● ケガと病気の保険です。

日常生活のさまざまなケガや病気による入院等を補償します。

#### ● 日帰り入院も補償します。

短い入院でもお役に立ちます。

#### ● 医師の診査は必要ありません。

病気を補償するセットにご加入される場合でも、健康状況告知書にご記入いただくだけで、医師の診査は不要です。

#### ● 充実した補償をご用意しています。

(所得補償 (MS & AD型) 特約、個人賠償責任危険補償特約、携行品損害補償特約)

#### ● 毎年、自動的に継続されます。

保険期間は1年間です。特にお申し出のない場合、自動的に継続しますので、ご継続を忘れる心配がありません。

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)



- 保険期間：平成27年8月1日午後4時～平成28年8月1日午後4時 (1年間)
- 申込締切日：平成27年7月10日(金)
- 保険料の払込方法：平成27年8月より、ご指定口座から引き落としとなります。
- 加入申込票提出先：公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会員互助会へご提出ください。

## お問い合わせは

〈取扱代理店〉  
有限会社ウェルフェアサービス

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-24-3  
TEL: 03-5625-1351 FAX: 03-3631-7120

〈引受保険会社〉三井住友海上火災保険株式会社  
公務開発部営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
TEL: 03-3259-3017 FAX: 03-3293-8609

## 基本補償

# <団体総合生活補償制度（MS&AD 型）> このような場合にお支払いします！



ケガにより  
死亡された  
とき



ケガにより  
後遺障害が  
残ったとき



ケガや病気で  
入院されたとき



ケガや病気で  
手術を  
受けたとき



病気で放射線  
治療を  
受けたとき



ケガや病気で  
通院されたとき

（注）疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払対象外となります。

## 保険金額

補償区分		内容	保険金額
傷害	傷害死亡・後遺障害保険金額 <sup>(※1)</sup>	傷害死亡・後遺障害保険金	1,000万円
	傷害入院保険金日額 <sup>(※2)</sup>	傷害入院保険金（免責期間なし、支払対象期間 1,095 日 支払限度日数 180 日）	5,000円
	傷害通院保険金日額	傷害通院保険金（免責期間なし、支払対象期間 180 日 支払限度日数 90 日）	2,500円
疾病	疾病入院保険金日額 <sup>(※3)</sup>	疾病入院保険金（免責期間なし、支払対象期間 1,095 日 支払限度日数 180 日）	5,000円
	疾病通院保険金日額	傷害通院保険金（免責期間なし、支払対象期間 180 日 支払限度日数 30 日）	2,500円

（※1）傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

（※2）手術を受けた場合は傷害手術保険金（入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍）をお支払いします。詳細は4ページをご参照ください。

（※3）手術を受けた場合は疾病手術保険金（入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍）、放射線治療を受けた場合は放射線治療保険金（疾病入院保険金日額の10倍）をお支払いします。詳細は5ページをご参照ください。

## 月払保険料

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
15才～19才	2,620円	45才～49才	3,390円
20才～24才	2,810円	50才～54才	3,740円
25才～29才	3,010円	55才～59才	4,360円
30才～34才	3,120円	60才～64才	5,120円
35才～39才	3,140円	65才～69才	6,420円
40才～44才	3,130円		

（注1）保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されます。被保険者数が20名以上になったときには団体割引率が適用されますので、上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

（注2）年齢は保険始期（平成27年8月1日）時点での満年齢となります。

## 基本補償のセットをお申込みの方のみご加入いただけます。

- オプション補償のセットのみのご加入はできません。
- 保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されます。被保険者数が20名以上になったときには団体割引率が適用されますので、上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- オプション補償のセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

### <個人賠償責任危険補償>

被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を書したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

※賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受します。（詳細は後記「ご注意」をご覧ください。）

個人賠償責任保険金額	5,000万円
月払保険料	80円

例えば  
こんなとき・・・



買い物中過ぎて  
商品を壊した



自転車で通行人に  
ケガをさせた

（注）被保険者の範囲は、本人、配偶者\*1、同居の親族および別居の未婚\*2の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

\*1「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。

\*2「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

### <所得補償>

所得補償は、被保険者（補償の対象者）が保険期間中に、ケガ、病気または骨髄採取手術\*により就業不能\*となり、その状態が免責期間\*を超えて継続した場合、所得補償保険金をお支払いいたします。

※印の用語については9ページ～10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。



所得補償保険金額（月額）10万円（免責期間14日間、てん補期間1年間）

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
15才～19才	330円	45才～49才	1,485円
20才～24才	514円	50才～54才	1,742円
25才～29才	587円	55才～59才	1,870円
30才～34才	743円	60才～64才	1,971円
35才～39才	954円	65才～69才	2,365円
40才～44才	1,220円		

（注）保険金額の設定について

保険金額の設定については、平均月間所得額の50%以内で適切な保険金額をお決めください。（就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）

なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

## <携行品損害補償>

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が生じた場合を実費で補償します。ただし、9ページ記載の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

携行品損害保険金額	10万円 (免責金額 3,000円)
月払保険料	80円

例えば  
こんなとき・・・



ハンドバッグを  
ひったくられた



カメラを  
落として壊した

- (注1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、9ページ記載の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。  
(注2)携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

## 保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、9～10ページ記載の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付けています。)

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ <sup>※</sup> ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等 <sup>※</sup> の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>※</sup> または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気 <sup>※</sup> または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 <sup>※</sup> によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>※</sup> が生じた場合	後遺障害 <sup>※</sup> の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 <sup>※</sup> を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 <sup>※</sup> の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱 <sup>※</sup> 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくなる時でも、頸(けい)部症候群 <sup>※</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 <sup>※</sup> のないもの ●入浴中の溺水 <sup>※</sup> (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、入院 <sup>※</sup> された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	[傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数]をお支払いします。 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含まません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 <sup>※</sup> (1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 <sup>※</sup> (180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>※</sup> を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●原因がいかなくなる時でも、誤嚥(えん) <sup>※</sup> によって生じた肺炎 ●9ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●9ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具 <sup>※</sup> を用いて競技等 <sup>※</sup> をしている間のケガ など  (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

傷害保険金	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	傷害手術保険金 ★傷害補償（MS & AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ*の 治療*のため、傷害入院保険 金の支払対象期間*（1,095 日）中に手術*を受けられた場 合	1回の手術*について、次の算式によって 算出した額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 〔傷害入院保険金日額〕×10 ②①以外の手術の場合 〔傷害入院保険金日額〕×5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下 記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか 1つの手術についてのみ保険金をお 支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受け た場合 その手術の開始日についてのみ手術 を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日 につき算定されるものとして定めら れている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術 を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の 治療過程で複数回実施しても手術料が 1回のみ算定されるものとして定めら れている区分番号に該当する手術につ いて、被保険者が同一の区分番号に該 当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が 支払われることとなった直前の手術 を受けた日からその日を含めて14 日以内に受けた手術に対しては、保険 金をお支払いしません。	（前記傷害保険金の「保険金をお支払いしない 主な場合」ととおり。）
	傷害通院保険金 ★傷害補償（MS & AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ* のため、通院*された場合（以 下、この状態を「傷害通院」と います。） （注）通院されない場合で、骨 折、脱臼、靱（じん）帯損 傷等のケガを被った所定 の部位*を固定するために 医師*の指示によりギプス 等*を常時装着したとき は、その日数について傷害 通院したものとみなしま す。	〔傷害通院保険金日額〕×〔傷害通院の日 数〕をお支払いします。 （注1）傷害通院の日数には以下の日数を 含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支 払対象期間*（180日）が満了した 日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷 害通院保険金を支払うべき日数の合 計が支払限度日数*（90日）に到達 した日の翌日以降の傷害通院の日数 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期 間中に通院された場合は、傷害通院保 険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期 間中にさらに傷害通院保険金の「保険 金をお支払いする場合」に該当するケ ガ*を被った場合は、傷害通院保険金を 重ねてはお支払いしません。	

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 保 険 金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット (9ページ(☆)参照)	保険期間の開始後(*)に発病* した病気*のため、保険期間中 に入院*された場合(以下、こ の状態を「疾病入院」といいま す。) (※)病気を補償する加入タイ プに継続加入された場合は、継続加入してきた最初 のご契約の保険期間の開始 後とします。	$[疾病入院保険金日額] \times [疾病入院の日数]$ をお支払いします。 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含 みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて 支払対象期間*(1,095日)が満了し た日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院*について、疾病入院保 険金を支払うべき日数の合計が支払限 度日数*(180日)に到達した日の翌 日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間 中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお 支払いする場合」に該当する病気*を 発病*された場合は、疾病入院保険金を 重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る              べき方の故意または重大な過失による病気*</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病              気</li> <li>● 精神障害(*1) およびそれによる病気</li> <li>● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テ              口行為による病気は、条件付戦争危険等免責              に関する一部修正特約により、保険金の支払              対象となります。)(*2)</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による              病気(*2)</li> <li>● 妊娠または出産(「療養の給付」等(*3)の対              象となるべき期間については、保険金をお支              払いします。)</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候              群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、              それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*の              ないもの</li> <li>● 健康状況告知のご回答等により補償対象外              とする病気(*4)(加入者証等に記載されま              す。)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病*し            た病気(*4)については保険金をお支払いし            ません。            ただし、病気を補償する加入タイプに継続            加入された場合で、病気を発病した時が、            その病気による入院*を開始された日(*6)            からご加入の継続する期間を遡して1年            以前であるときは、保険金をお支払いしま            す。            (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12            日総務庁告示第75号に定められた分類項            目中の分類コードF00からF09または            F20からF99に規定されたもの以外と            し、分類項目の内容については、厚生労働            省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害およ            び死因統計分類提要 ICD-10(20            03年版)準拠」によります。(特定精神障            害補償特約(自動的にセットされます)の            セット後の内容となります。)            &lt;お支払対象外となる精神障害の例&gt;            アルコール依存、薬物依存 など            (*2) これにより生じた保険金支払事由に該            当した被保険者の数の増加がこの保険の            計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受            保険会社が認めた場合は、保険金の全額ま            たは一部をお支払いすることがあります。            (*3) 公的医療保険を定める法令に規定され            た「療養の給付」に要する費用ならびに「療            養費」、「家族療養費」および「保険外併用            療養費」をいいます。            (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*            を含みます。            (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入            された場合は、継続加入してきた最初のご            契約の保険期間の開始時をいいます。            (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾            病手術保険金または放射線治療保険金の            場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射            線治療の開始時」に疾病入院が開始したも            のとみなします。</p>
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット (9ページ(☆)参照)	① 疾病入院保険金をお支払いす る場合で、その病気*の治療* のために疾病入院保険金の支 払対象期間*(1,095日) 中に手術*を受けられたと き。 ② 保険期間の開始後(*)に発病* した病気*の治療のために、保 険期間中に手術*を受けられた 場合 (※)病気を補償する加入タイ プに継続加入された場合は、継続加入してきた最初 のご契約の保険期間の開始 後とします。	1回の手術*について、次の算式によって算 出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $[疾病入院保険金日額] \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $[疾病入院保険金日額] \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記 のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1 つの手術についてのみ保険金をお支払 います。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受け した場合 その手術の開始日についてのみ手術を 受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日に つき算定されるものとして定められて いる手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を 受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治 療過程で複数回実施しても手術料が1回 のみ算定されるものとして定められてい る区分番号に該当する手術について、被 保険者が同一の区分番号に該当する手術 を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支 払われることとなった直前の手術を受 けた日からその日を含めて14日以内 に受けた手術に対しては、保険金をお 支払いしません。	(注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病*し た病気(*4)については保険金をお支払いし ません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続 加入された場合で、病気を発病した時が、 その病気による入院*を開始された日(*6) からご加入の継続する期間を遡して1年 以前であるときは、保険金をお支払いしま す。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12 日総務庁告示第75号に定められた分類項 目中の分類コードF00からF09または F20からF99に規定されたもの以外と し、分類項目の内容については、厚生労働 省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害およ び死因統計分類提要 ICD-10(20 03年版)準拠」によります。(特定精神障 害補償特約(自動的にセットされます)の セット後の内容となります。) <お支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより生じた保険金支払事由に該 当した被保険者の数の増加がこの保険の 計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受 保険会社が認めた場合は、保険金の全額ま たは一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定され た「療養の給付」に要する費用ならびに「療 養費」、「家族療養費」および「保険外併用 療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気* を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入 された場合は、継続加入してきた最初のご 契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾 病手術保険金または放射線治療保険金の 場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射 線治療の開始時」に疾病入院が開始したも のとみなします。
	放射線治療 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット (9ページ(☆)参照)	① 疾病入院保険金をお支払いす る場合で、その病気*の治療* のために疾病入院保険金の支 払対象期間*(1,095日) 中に放射線治療*を受けられ たとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病* した病気*の治療のために、保 険期間中に放射線治療を受け られた場合 (※)病気を補償する加入タイ プに継続加入された場合は、継続加入してきた最初 のご契約の保険期間の開始 後とします。	1回の放射線治療*について、[疾病入院保険 金日額] × 10をお支払いします。 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を 受けた場合は、いずれか1つの放射線 治療についてのみ保険金をお支払い します。 (注2) 放射線治療保険金を支払うべき放 射線治療を複数回受けた場合は、放射 線治療保険金が支払われることとな った直前の放射線治療を受けた日か らその日を含めて60日以内に受け た放射線治療については、保険金をお 支払いしません。	(注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病*し た病気(*4)については保険金をお支払いし ません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続 加入された場合で、病気を発病した時が、 その病気による入院*を開始された日(*6) からご加入の継続する期間を遡して1年 以前であるときは、保険金をお支払いしま す。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12 日総務庁告示第75号に定められた分類項 目中の分類コードF00からF09または F20からF99に規定されたもの以外と し、分類項目の内容については、厚生労働 省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害およ び死因統計分類提要 ICD-10(20 03年版)準拠」によります。(特定精神障 害補償特約(自動的にセットされます)の セット後の内容となります。) <お支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより生じた保険金支払事由に該 当した被保険者の数の増加がこの保険の 計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受 保険会社が認めた場合は、保険金の全額ま たは一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定され た「療養の給付」に要する費用ならびに「療 養費」、「家族療養費」および「保険外併用 療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気* を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入 された場合は、継続加入してきた最初のご 契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾 病手術保険金または放射線治療保険金の 場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射 線治療の開始時」に疾病入院が開始したも のとみなします。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 保 険 金	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット (9ページ(☆参照))	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	$[疾病通院保険金日額] \times [疾病通院の日数]$ をお支払いします。 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。 なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>個人賠償責任 保険金 ★個人賠償責任 危険補償特約</p>	<p>保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①本人の居住の用に供される住宅<sup>(*)</sup>の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p><sup>(*)</sup>敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者<sup>*</sup>、同居の親族および別居の未婚<sup>*</sup>の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用<sup>(*)</sup>等をお支払いします。</p> <p><sup>(*)</sup>引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意による損害</li> <li>●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>●被保険者と同居する親族<sup>*</sup>に対する損害賠償責任</li> <li>●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>●自動車等<sup>*</sup>の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>携行品損害 保険金 ★携行品損害補償 特約</p>	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品<sup>(*)</sup>に損害が生じた場合</p> <p><sup>(*)</sup>「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、9ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p>	<p>被害物の損害額(被害物の修理費または時価額<sup>*</sup>のいずれか低い方が限度となります。)から免責金額<sup>*</sup>(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>(注1)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)損害による価値の下落(格落損)は損害額には含めません。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>●被保険者と生計を共にする親族<sup>*</sup>の故意による損害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>●自動車等<sup>*</sup>の無資格運転、酒気帯び運転<sup>*</sup>または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</li> <li>●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</li> <li>●携行品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害</li> <li>●携行品の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。</li> <li>●携行品の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>●9ページの「補償対象外となる主な『携行品』」の損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>所得補償保険金 ★所得補償（MS &amp; AD型）特約 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）セット</p>	<p>保険期間中に、ケガ<sup>*</sup>、病気<sup>*</sup>または骨髄採取手術<sup>*</sup>により就業不能<sup>*</sup>となり、その状態が所得補償保険金の免責期間<sup>*</sup>（14日）を超えて継続した場合 （注1）【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気<sup>(*)</sup>を発病<sup>*</sup>した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 （*）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気<sup>*</sup>を含みます。</p>	<p>[所得補償保険金額] × [就業不能期間<sup>*</sup>の月数] をお支払いします。 （注1）所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額<sup>*</sup>を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 （注2）就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 （注3）原因または時を異にして発生したケガ<sup>*</sup>、病気<sup>*</sup>または骨髄採取手術<sup>*</sup>により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>*</sup>や病気<sup>*</sup></li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガや病気</li> <li>●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気</li> <li>●自動車等<sup>*</sup>の無資格運転または酒気帯び運転<sup>*</sup>中のケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動によるケガや病気（テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気</li> <li>●原因がわからないときでも、頸（けい）部症候群<sup>*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>*</sup>のないもの</li> <li>●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気<sup>(*)</sup>（加入者証等に記載されます。） などによる就業不能<sup>*</sup></li> <li>●精神障害<sup>(*)</sup>を被り、これを原因として生じた就業不能</li> <li>●妊娠または出産による就業不能</li> <li>●骨髄採取手術<sup>*</sup>による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合</li> </ul> <p>（注）ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時<sup>(*)</sup>より前に発病<sup>*</sup>した病気<sup>(*)</sup>または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 （*1）その病気と医学上因果関係がある病気<sup>*</sup>を含みます。 （*2）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要   CD-10（2003年版）準拠」によります。 ＜お支払対象外となる精神障害の例＞ 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など （*3）就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数、または所得補償においては、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

(☆) 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金、疾病通院保険金）

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気\*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（\*1）の原因となった病気（\*2）を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気（\*2）を発病した時が、その病気による入院（\*1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（\*1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

（\*2）疾病入院（\*1）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気\*を含みます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」

1. 補償対象外となる運動等

山岳登山（\*1）、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機（\*2）操縦（\*3）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（\*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗  
その他これらに類する危険な運動

（\*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

（\*2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（\*3）職務として操縦する場合を除きます。

（\*4）モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

2. 補償対象外となる職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（シフリーを含みます。）、力士  
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

3. 補償対象外となる主な「携行品」

船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、有価証券（小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿

<※印の用語のご説明> 五十音順

あ行：

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。

●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気\*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

か行：

●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器等をいいます。）をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等（ハストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー等）は含まれません。

●「競技等」とは、競技、競争、興行（\*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

（\*）いずれもそのための練習を含みます。

●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（\*）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。

①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

（\*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

●「後遺障害」とは、治療\*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見\*のないものを除きます。

●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

さ行：

●「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額（\*）から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

（\*）「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間\*内において、傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

●「支払対象期間」とは、傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、「傷害入院」または「疾病入院」が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

●「就業不能」とは、ケガ\*または病気\*を被り、入院\*していることまたは治療\*を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術\*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。

●「就業不能期間」とは、てん補期間\*内における被保険者の就業不能\*の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術\*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等\*を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（\*1）。ただし、創傷処置、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

②先進医療\*に該当する診療行為（\*2）

（\*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の

算定対象として列挙されているものを含みます。

(\*2) ②の診療行為は、治療\*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等\*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
  - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
  - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等\*の固定具を装着した場合に限ります。
  - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「所得補償保険金の免責期間」とは、就業不能\*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の日数）をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術\*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者\*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術\*または放射線治療\*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た行：

- 「治療」とは、医師\*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療\*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「てん補期間」とは、所得補償保険金の免責期間\*終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいい、この期間内で就業不能\*である期間が保険金支払いの対象となります。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

な行：

- 「入院」とは、自宅等での治療\*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師\*の管理下において治療に専念することをいいます。

は行：

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師\*の診断（\*）による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。（\*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病氣」とは、被保険者が被ったケガ\*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病氣によって被ったケガについては、病氣として取り扱います。

ま行：

- 「平均月間所得額」とは、所得補償保険金の免責期間\*が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

②先進医療\*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注) ①の診療行為は、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限ります。また、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

ま行：

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

## ご注意

- この保険は公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員互助会が保険契約者となる団体契約です。
- お申込人となる方は公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員互助会に加入された会員に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）となる方の範囲は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員互助会に加入された会員および配偶者です。
- この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

◎健康状況告知書質問事項の疾病・症状一覧表のA欄に記載された疾病等により、保険金を支払った場合は、翌年度以降、その被保険者は継続できません。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

<疾病保険金、所得補償保険金>

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

<傷害保険金>

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<上記以外の保険金>

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 「同種の危険を補償する他の保険契約等」(\*)がある場合は、加入申込票の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

- <税法上の取扱い>（平成27年5月現在）

お支払いいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡  
保険金をお支払いする場合は該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等） ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書 ・死亡診断書 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類 ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・休業・所得証明書 ・所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 代理請求人について  
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>等（以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者<sup>(\*)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」

(\*) 法律上の配偶者に限ります。

- 保険金支払いの履行期  
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(\*)1</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(\*)2</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(\*)3</sup>
- (\*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (\*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (\*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

#### <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

#### <示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋  
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 重要事項のご説明

### 契約概要のご説明（傷害補償（MS&AD型）特約および疾病補償特約付団体総合生活補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

##### (1) 商品の仕組み

- ①この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合や病気になられた場合等に保険金をお支払いします。  
（注）被保険者としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点で満15才以上69才以下の方かつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方となります。
- ②被保険者となる方は加入申込票の被保険者欄記載の方（以下、「本人」といいます。）です。
- ③個人賠償責任危険補償特約の被保険者の範囲は、次のとおりとなります。  
本人、配偶者<sup>(※1)</sup>、同居の親族および別居の未婚<sup>(※2)</sup>の子。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。  
（※1）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。  
（※2）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。  
（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。

##### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は3～10ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

3～10ページをご参照ください。

##### ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

3～10ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

##### (3) セットできる主な特約およびその概要

3～10ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

##### (5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、1～3ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

#### 2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

#### 3. 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

#### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。14ページの「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

#### この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】有限会社ウェルフェアサービス TEL 03-5625-1351

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）

【受付時間】 平日 9:00～20:00 / 土日・祝日 9:00～17:00

（年末・年始は休業させていただきます。）

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

#### 指定紛争解決機関

受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター 0570-022-808 【レダバド】（有料）

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

# 注意喚起情報のご説明（傷害補償（MS&AD型）特約および疾病補償特約付団体総合生活補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員互助会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

## 2. 告知義務等

### (1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記入上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

#### ●他の保険契約等（\*）に関する情報

（\*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

#### ●被保険者の「生年月日」「年令」

#### ●被保険者の健康状況告知

##### 【健康状況告知について】

・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

（注）告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（\*1）より前に発病した病気（\*2）（\*3）（発病日は医師の診断（\*4）によります。）については保険金をお支払いしません。このお取扱い（\*5）は、健康状況告知に誤りが無い場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時（\*6）が、疾病入院を開始された日（\*7）（\*8）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（\*1）疾病または就業不能を補償する加入タイプに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は、疾病保険金については「継続加入してきた最初の疾病を補償する加入タイプのご加入時」、所得補償保険金については「継続加入してきた最初の就業不能を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

（\*2）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

（\*3）所得補償保険金の場合は、「ご加入時（\*1）より前に被ったケガまたは発病した病気（\*2）」と読み替えます。

（\*4）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

（\*5）特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

（\*6）所得補償保険金の場合は、「ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時」と読み替えます。

（\*7）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

（\*8）所得補償保険金の場合は「就業不能となられた日」と読み替えます。

### (2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（\*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

（\*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

#### ■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷 害 死 亡 保 険 金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者（\*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（\*）を解約しなければなりません。

①この保険契約（\*）の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（\*）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（\*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（\*）保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。

■補償の重複

次表の補償などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえで、ご加入ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（MS&AD型） 個人賠償責任保険金	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

3～10ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

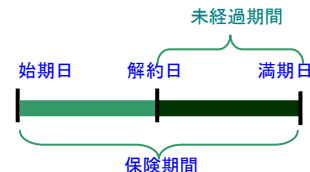
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかに申し出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
- ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

10ページをご参照ください。

9. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に生じている病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】有限会社ウェルフェアサービス TEL 03-5625-1351

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）

【受付時間】 平日 9:00～20:00 / 土日・祝日 9:00～17:00  
（年末・年始は休業させていただきます。）

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料）

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 [デダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

# ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。  
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。） 保険金額（ご契約金額） 保険期間（保険のご契約期間） 保険料・保険料払込方法
--

## 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

### ① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？  
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

\*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

### ② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

#### ◆「所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

保険金額または支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？

#### ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答」欄に正しくご記入いただいていますか？

## 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

## 団体総合生活補償保険（MS&AD型） 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重（\*）することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。>

（\*）保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

### 1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

（注）告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

### 2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。



3. 書面によるご回答のお願い
- ・取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
  - ・取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。
4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合  
「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。
- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
  - ②ご加入はお引受できません。
5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ  
※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。  
現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。
6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い  
ご加入をお引受した場合でも、ご加入時<sup>(※1)</sup>より前に発病した病気<sup>(※2)(※3)</sup>（発病日は医師の診断<sup>(※4)</sup>によります。）については保険金をお支払いしません。このお取扱い<sup>(※5)</sup>は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時<sup>(※6)</sup>が、疾病入院を開始された日<sup>(※7)(※8)</sup>からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
- (※1) 疾病または就業不能を補償する加入タイプに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は、疾病保険金については「継続加入してきた最初の疾病を補償する加入タイプのご加入時」、所得補償保険金については「継続加入してきた最初の就業不能を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
  - (※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
  - (※3) 所得補償保険金の場合は、「ご加入時<sup>(※1)</sup>より前に被ったケガまたは発病した病気<sup>(※2)</sup>」と読み替えます。
  - (※4) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
  - (※5) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。
  - (※6) 所得補償保険金の場合は、「ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時」と読み替えます。
  - (※7) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
  - (※8) 所得補償保険金の場合は、「就業不能となられた日」と読み替えます。
- ご加入をお引受した場合でも、ご加入時<sup>(※1)</sup>より前に発病した病気<sup>(※2)</sup>（発病日は医師の診断<sup>(※3)</sup>によります。）については保険金をお支払いしません。このお取扱い<sup>(※4)</sup>は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。  
なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、その病気による疾病入院を開始された日<sup>(※5)</sup>からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
- (※1) 疾病を補償する加入タイプに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、疾病を補償する加入タイプに継続加入される場合は「継続加入してきた最初の疾病を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
  - (※2) 入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
  - (※3) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
  - (※4) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。
  - (※5) 疾病入院保険金の支払を伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
7. その他ご留意いただく点
- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
  - ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

### 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

#### 【ご注意】

- ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
- ◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
- ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

# 生活サポートサービス

ご相談  
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など\*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

\*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみがご利用いただけます。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 健康・医療



◆メンタルヘルス相談  
平日 9:00~21:00  
土曜日 10:00~18:00  
■上記以外  
年中無休 24時間対応

### ■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。

また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

### ■メンタルヘルス相談

＜疾病補償プラン加入者限定＞

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

\*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

### ■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）

全国の提携機関をご紹介します。（一部割引有）また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

### ■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの詳細情報をご提供します。

### ■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（ガン、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

\*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

### ■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

＜専任の相談員がお応えします＞

## 介護



年中無休 24時間対応

### ■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

### ■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

### ■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

### ■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

## 暮らしの相談



平日 14:00~17:00

### ■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。

### ■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 情報提供・紹介サービス

平日 10:00~17:00

### ■子育て相談（12才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

### ■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問  
ボランティア情報



### ■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

## 健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: [http://www.ms-ins.com/kenko\\_kaigo/index.html](http://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/index.html)

## サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

- \*平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金をいいます。
- \*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。
- \*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- \*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

A15-100592 使用期限:2016.8.1